

福島県暴追センターニュース

NO. 535 (R4.9.13)発行

(公財) 福島県暴力追放運動推進センター 福島市中町8-2 (福島県自治会館3階)

相談所 福島相談所 024-572-6960

郡山相談所 024-939-8930

受けましょう「不当要求防止責任者講習」

当センターでは、公安委員会からの委託を受け、暴力団を始め反社会的勢力からの不当要求による被害を防止するため、不当要求防止責任者講習を開催しています。

暴力団を始めとした反社会的勢力と関わりを持たないことが一番ですが、皆さんの事業所が万が一、相手を知らずに関係ができてしまいそうになったり、できてしまった場合に備え、是非受講してください。

本年度は、年間25回予定していますが、これまでに14回実施しています。

受講を希望される事業所は、早めにお申し込みください。

受講料はかからず、無料で実施しています。

1 不当要求防止責任者とは

暴力団からの不当要求による被害を防止するために、事業所において不当要求への対応方法の指導教養などを行っていただく方です。

2 責任者講習とは

公安委員会の委託を受けて、暴追センターが不当要求防止責任者の方々を対象に、暴力団からの不当要求への対応要領等について講習を行います。

3 講習手続き

- 会社・行政機関・自営業等、各事業所ごとに不当要求防止責任者を選任します。
- 当センターのホームページから「責任者選任届出書」を印刷し、必要事項を記載の上、事業所の所在地を管轄する警察署の刑事課（刑事第二課）に届出してください。
- すでに責任者として届出してある方で受講を希望する場合は、ホームページの「責任者講習受講申込書」を印刷し、必要事項を記載の上、同様に警察署に届出してください。（選任届出と同時に受講を希望する場合は、責任者選任届出書と責任者講習受講申込書の2通を届出することとなります。）

4 講習内容

講習は、経験豊富な当センターや福島県警察本部の職員が、分かりやすく丁寧に実施します。また、弁護士による講習も年6回（本年度は残り5回）実施しています。

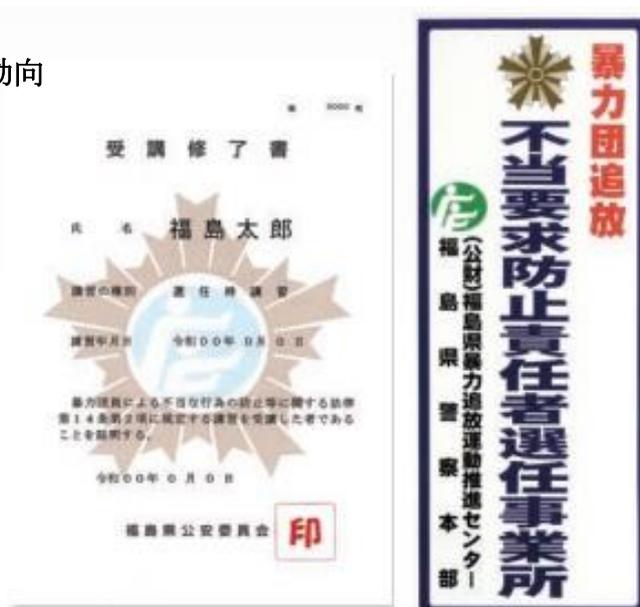
講習内容は、次のとおりです。

- 暴力団等反社会的勢力の現状と動向
- 不当要求に対する対応要領
- 暴排ビデオの視聴
- 弁護士による講習（期日限定）

5 受講修了書等の交付

受講した方には、

- 受講修了書
- 責任者選任事業所ステッカーを交付しています。



以上